

資料 1

平成 29 年度第 1 回化学物質安全対策部会について

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約） 新規対象物質の化審法第一種特定化学物質への指定について

1. 背景

(1) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（平成 16 年 5 月発効。以下「POPs 条約」という。）においては、難分解性、生物蓄積性、長期毒性及び長距離移動性を有する POPs（Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質）による人の健康の保護及び環境の保全を図るため、各国が国際的に協調して、POPs 条約の対象物質について、製造、使用等を原則禁止する措置等を講ずることとしている。

(2) 我が国では、POPs 条約の対象物質が難分解性、生物蓄積性及び長期毒性を有することを踏まえ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）においては、第一種特定化学物質に指定し、製造、使用等を原則禁止する措置等を講じている。

(3) 平成 29 年 4 月に開催された POPs 条約第 8 回締約国会議（COP8）において、「デカブロモジフェニルエーテル¹」及び「短鎖塩素化パラフィン²」について、POPs 条約の対象物質として、製造、使用等を原則禁止する措置等を講ずることとされた。

2. 化審法による対応

(1) 化学物質安全対策部会において、COP8 により POPs 条約の対象物質に追加された化学物質のうち、第一種特定化学物質に未指定である「デカブロモジフェニルエーテル」及び「短鎖塩素化パラフィン」については、難分解性、生物蓄積性及び長期毒性を有することから第一種特定化学物質として新たに指定することが適当であるとの審議結果を得た。

(2) 上記 2 物質について、海外における使用事情等を考慮して、輸入を禁止する製品への指定（化審法第 24 条）、代替困難な用途がある場合の当該用途以外の用途への使用の制限（化審法第 25 条）に関して、具体的な措置を今後検討する。

¹ 締約国会議における指定名称：Decabromodiphenyl ether

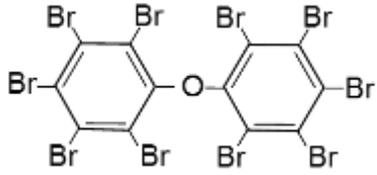
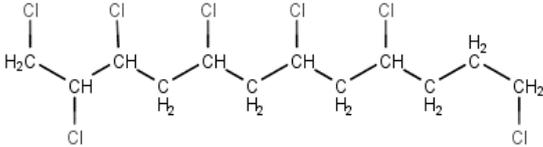
² 締約国会議における指定名称：Short-chain chlorinated paraffins (Alkanes, C₁₀₋₁₃, Chloro): straight-chain chlorinated hydrocarbons with chain lengths ranging from C₁₀ to C₁₃ and a content of chlorine greater than 48%, by weight

3. 化学物質安全対策部会での主な意見と回答

化学物質安全対策部会の審議の際に質問のあった、「新たに第一種特定化学物質に追加される化学物質を含有する製品のうち、既に流通しているものの取扱い」については、化審法の規定※に基づき、それらの製品からの暴露による人健康影響及び生態への影響について検討し、必要に応じて回収等の措置を講じることを検討することとしている。

※ 環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認められたときは、必要な限度において、製造業者や輸入事業者等に対し、当該物質及びそれを使用した製品の回収等の措置を命ずることができるとされている。

POPs 条約の対象物質の追加に伴い化審法第一種特定化学物質に
新たに追加指定する物質

No.	化学物質名	CAS番号※ (参考)	化審法官報 公示整理番号※
1	デカブロモジフェニルエーテル  (構造式)	1163-19-5	3-2846
2	短鎖塩素化パラフィン (炭素数が10から 13の直鎖であって、塩素化率が48重量% を超えるもの)  (構造式、炭素数 12 塩素化率 60%の例)	18993-26-5 36312-81-9 219697-10-6 219697-11-7 221174-07-8 276673-33-7 601523-20-0 601523-25-5 85535-84-8 68920-70-7 71011-12-6 85536-22-7 85681-73-8 108171-26-2	2-68

※CAS 番号は参考であり、名称に含まれる化学物質が対象となる。